

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議設置の経緯

1. 部活動について中教審の学校の働き方改革で議論され、「部活動については、学校の判断により実施しない場合もあり得るが、実施する場合には、学校教育の一環であることから、学校の業務として行うこととなる。これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。」ことや「教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の観点からも、国、教育委員会及び学校は、各学校が部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定するとともに、保護者に対し理解を求めるように努めるべき。」「文化部活動に関してもその在り方等について、国は検討する必要がある」 こと等が示された。

＜参考資料1＞「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(平成 29 年 12 月 22 日)

2. 上記、「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめた。

＜参考資料2＞学校における働き方改革に関する緊急対策【概要】(平成 29 年 12 月 26 日)

3. 運動部活動については、スポーツ庁において有識者会議を設置し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成 30 年 3 月に策定し公表した。

＜資料5＞運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

4. 文化部活動については当該ガイドラインに基づく、各教委への通知の中で「ガイドラインの趣旨の他、ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取り扱い」を各教委等に要請し、「文化庁において平成 30 年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定を進める予定」としている。

＜資料4＞運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)平成 30 年 3 月 19 日